

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 株主への資金還元

非上場会社が内部留保である剰余金を株主へ資金還元する方法には剰余金の配当と自己株式の買取がありますが、その収入額に係る税務上の取り扱いはつぎのとおりです。

剰余金の配当

個人株主の税務(所得税)	法人株主の税務(法人税)							
<利益剰余金からの配当>								
<ul style="list-style-type: none"> ・所得税 (総合課税：配当所得×累進税率) ・税額控除 (配当所得×5%～10%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受取配当金の益金不算入(2015年4月1日以後) (株式保有割合) (益金不算入額) 完全子法人株式等(100%) 配当金額 1/3超 100%未満 配当金額－負債利子 5%超 1/3以下 配当金額×50% 5%以下 配当金額×20% 							
<資本剰余金からの配当：2つの取引とみなします>								
(例)配当金 100・簿価純資産額 1,000 ※ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>資本金</td><td>500</td></tr> <tr><td>資本剰余金</td><td>200</td></tr> <tr><td>利益剰余金</td><td>300</td></tr> </table> ①=100/1,000(0.1) 2.株式譲渡 100-30 1.みなし配当 100-700※×0.1	資本金	500	資本剰余金	200	利益剰余金	300	(1.みなし配当(収入)) 配当金－支払法人の資本金等の額 × ① $\left[\frac{\text{配当で減少した資本剰余金}}{\text{支払法人の簿価純資産額 (資産－負債)}} \right]$ ①の割合:小数点以下3位未満切上	(2.株式譲渡) (配当金－みなし配当) (譲渡対価) －株式の取得費 (帳簿価額) ×左記①
資本金	500							
資本剰余金	200							
利益剰余金	300							
<ul style="list-style-type: none"> ・みなし配当 ⇒ 所得税・税額控除 ・株式譲渡所得税(譲渡所得×15.315%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし配当 ⇒ 受取配当金の益金不算入 ・株式譲渡損益 ⇒ 益金又は損金計上 法人株主と支払法人が完全支配関係の場合には譲渡損益は認識しません。 							

株式発行法人による自己株式の買取(みなし配当および株式譲渡)

個人株主の税務(所得税)	法人株主の税務(法人税)							
(例)譲渡対価1株100・発行済株式10株 ※ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>資本金</td><td>500</td></tr> <tr><td>資本剰余金</td><td>200</td></tr> <tr><td>利益剰余金</td><td>300</td></tr> </table> 2.株式譲渡 100-30 1.みなし配当 100-700※×1株/10株	資本金	500	資本剰余金	200	利益剰余金	300	(1.みなし配当(収入)) 譲渡対価－ 株式発行法人の資本金等の額 × $\frac{\text{自己株式の取得に係る株式の数}}{\text{取得直前の発行済株式の総数}}$	(2.株式譲渡) (譲渡対価－みなし配当) (株式譲渡対価) －株式の取得費 (帳簿価額)
資本金	500							
資本剰余金	200							
利益剰余金	300							
<ul style="list-style-type: none"> ・みなし配当 ⇒ 所得税・税額控除 ・株式譲渡所得税(譲渡所得×15.315%) 相続税の申告期限から3年以内に相続により取得した株式を自己株買いたした場合は、みなし配当が生じても株式譲渡所得となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし配当 ⇒ 受取配当金の益金不算入 ・株式譲渡損益 ⇒ 益金又は損金計上 法人株主と株式発行法人が完全支配関係の場合には譲渡損益は認識しません。 							

お見逃しなく!

会社法上の配当可能限度額を超える金額での剰余金の配当、自己株式の取得を行った場合、会社法違反となり、配当を行った取締役は損害賠償責任を負い、刑事罰にも問われます。